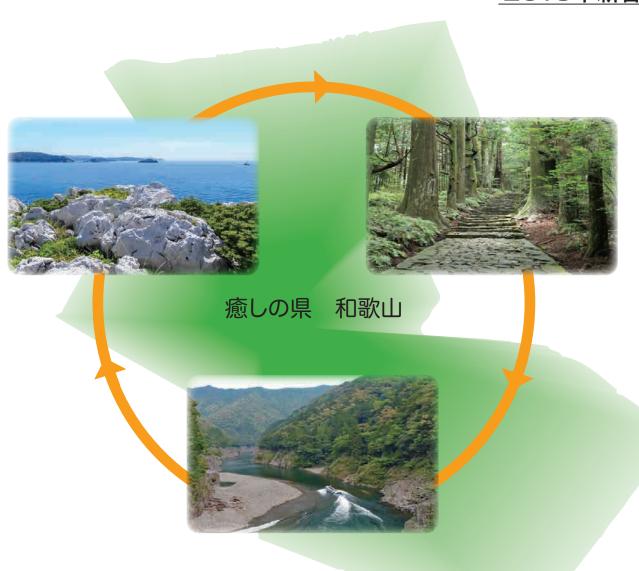


会 報

VOL. 41 2019年新春号





目 次

	ごあいさつ	= \	A = 1	
	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長 和歌山県知事	武田	全弘	
_	和歌山市長	仁坂	正啓	
		尾花	隆弘	
4	和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長	湊	建 54	5
	行政ニュース			
	和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要			
2	PCBについて(古い工場、ビル、倉庫、店舗	等をお持ち	5の皆様へ)	21
	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会理			
	平成30年度第2回・第3回理事会	•••••••		23
4	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活	動		
1	行政懇話会	••••		24
2	安全衛生活動事業			25
3	収集運搬部会			28
4	不法投棄防止海上パトロール			30
(5)	第2回親睦ゴルフコンペ	•••••		31
6	西日本豪雨義援金の寄付について			32
7	青年部会活動			33
5	公益社団法人全国産業資源循環連合会関係			
1	会議報告	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	36
2	全国正会員事務局責任者会議			36
3	平成30年度全国正会員事業研修			37
4	近畿地域協議会			37
	全国産業資源循環連合会政治連盟			
6	第17回産業廃棄物と環境を考える全国大会 …	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		38
6	事務局だより・情報コーナー			
	「仁坂吉伸氏を囲む夕べ」~和歌山県政を語る会	☆~の開催		39
2	平成30年度環境大臣表彰及び緑十字賞の受賞	について・		40
3	産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の	策定につい	١७ ······	41
	災害廃棄物処理に対する取り組み			
(5)	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 …			49
	許可期限のお知らせ			
	会員ニュース			
8	会員情報			52
9	協会への入会の勧誘			53
10	全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い …			54
(11)	「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について			55
7 -	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の	平成30	年主要事業・行事	57
8 #	扁集後記			59



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会 長 武 田 全 弘

新年明けましておめでとうございます。会員各位には、輝かしい新春を迎えられたことと謹んでお慶びを申し上げます。

今年は、平成元号が終息する最後の新春であることに感慨深い思いがあります。新元号のもと、 心新たに各位とともに、力強く前進していきたいと思います。

さて、任期満了に伴う県知事選挙に際しましては、和歌山県清掃連合会と共催のもと「仁坂吉伸氏を囲む夕べ」を開催しましたところ、大勢の会員各位・従業員の皆様のご参集を得まして、 仁坂知事から今後の県政に取り組む熱い思いを直接お聞きし、4期目を託す大きな期待を込めて 推薦させていただきました。

この結果、県民の総意を得て見事4戦当選を果たされました。県内はもちろん国内、海外を対象に県産品の販売、企業誘致、教育機関の充実、医療の充実などきめ細かな県勢浮揚に先頭を切って取り組んでおられる仁坂知事に少しでも協力し、我々協会員も県民の生活環境の確保と充実、県民として地域社会の浮揚に少しでも貢献すべく、各位とともに取り組んでまいりたいと思っております。

また本年は、統一地方選挙に加えて参議院議員選挙があります。国民に与えられた参政権を放棄することなく行使できるよう、各位の配慮対応をお願いいたします。

連合会では急逝された石井邦夫前会長の後任、永井良一会長の元、着々と事業が進んでおります。また私が担当しております安全衛生委員会は、各都道府県協会・役員の皆様方のご協力を得まして、昨年度から3年計画で労働災害発生件数を平成24年から26年における発生件数の平均を20%減を目標に取り組んでおりますが、何分正会員は、許可業者の約一割であり、正会員が懸命に事故防止に取り組んでも、会員外の業者の取り組み状況の把握が困難でありますので各位のご協力を得て、新規会員の獲得や労働災害防止研修参加業者の獲得に努めて参りたいと考えております。

和歌山県当局では、永年我々の念願でありました「和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱」が改正され、平成30年11月1日から施行されておりますので、改正内容について十分に吟味され、適切に対応頂きますようお願いいたします。

結びに当たり会員企業の発展と併せて、各位のご健勝ご多幸を祈念いたしまして年頭のご挨拶 といたします。



和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

新年、明けましておめでとうございます。

謹んで貴協会の皆さんに新春のお慶びを申し上げます。

去る11月25日の県知事選挙におきまして、多くの県民の皆さんの御支持を頂き、さらに4年、県政の舵取りをさせて頂くことになりました。私がこれまで、県民の皆さんの御支援、御協力を頂きながら、進めてきた政策を御支持頂けましたことは、本当にありがたいことだと思います。

知事就任以来、「県民の皆様のご意見を聞くことが出発点である」、「県民のための県政を行う」 という姿勢のもと、ふるさと和歌山を元気にするため、毎日毎日を全力投球で取り組んでまいり ました。

この12年間で和歌山の新たな経済発展のための条件がようやく整備されてきました。

例えば、産業競争力の源泉であり、命の道でもある高速道路網を始め、府県間道路や県内幹線網、各都市の幹線街路も格段に整備されてきました。公共調達制度、産業振興の制度、農林水産業の振興策などもかなり整備されてきました。

また、長年の努力により、徐々に和歌山のすばらしい自然、観光資源などがメディアにも取り上げられるようになり、その結果、新しい産業活動が数多く生まれるとともに、内外の観光客の増加なども顕著になってきました。

さらに、県民みんなの心配事でもある地震・津波や浸水などへの防災対策、子育て支援、教育、 医療・福祉などの政策の整備も、着々と進んでまいりました。

しかしながら、長年の経済停滞、人口流出、高齢化の進展などによって和歌山県が抱えてきた 問題が解決されたわけではありません。インフラ整備も完成しておりませんし、産業活動の「爆 発」もまだまだです。地震・津波対策や風水害対策も加速していかなければなりません。少子・ 高齢化対策も充実していかなければなりません。人口減にも歯止めをかける目途がまだたってい ません。

このような困難にも果敢に挑戦し続け、ようやく整いつつある発展のための条件を生かし力強 い発展を現実のものにしていかなければなりません。

また、11月には「ねんりんピック紀の国わかやま2019」が開催されます。年を重ねてもいつまでもスポーツや文化を楽しめるということは、素晴らしいことだと思います。その素晴らしさを全国の方々と共有するとともに、「おもてなし」の心や素晴らしい自然など魅力に溢れた和歌山を全国に発信してまいりたいと思っています。

本年5月には元号が「平成」から新元号となり、今まさに新しい時代が始まろうとしています。 目まぐるしく変化する時代の中、和歌山県人の「進取の気性」で従来にない新しい政策を実行し、 これまでの県知事としての体験と知見を生かし、和歌山県発展の駆動力となるよう、これまで以 上に全力投球してまいります。

新しい一年が、貴協会の皆さんにとって輝かしい年となりますことをお祈り申し上げ、年頭の ご挨拶といたします。



和歌山市長 尾 花 正 啓

新年あけましておめでとうございます。一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様が健 やかに新年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

日頃より、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、また廃棄物の適正処理の推進に ご尽力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、6月の大阪府北部の地震、平成30年7月豪雨、台風20号、21号、9月の北海道胆振東部地震と、大きな自然災害が発生した年でした。本市においても、台風21号による大規模停電、高潮、家屋の損壊など近年まれにみる大きな被害を受けました。本市は南海トラフ大地震の発生が危惧される中、防災・減災はもちろん、復旧・復興への大きな妨げとなる災害廃棄物の円滑かつ適正な処理のための対策がより一層重要と考えています。

この災害廃棄物以外にも、世界的な資源ごみの輸出入規制、2021年3月末と期限が迫っているPCB使用製品の処理と、多くの環境課題があるなか、本市では、循環型社会の形成を目指し、生活環境の保全と経済の両立を図りながら、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進しているところです。循環型社会の形成には、事業者、市民、行政が強い当事者意識を持ち、それぞれの役割に応じ、適正な循環的利用に努め、廃棄物の減量化を推進していくことが不可欠です。産業界を支える貴協会の皆様におかれましては、今後も本市の循環型社会の形成の推進のための諸政策に対し、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の皆様の益々のご多幸と、本年が皆様にとって更なる飛躍の年 となるよう祈念しまして年頭のご挨拶とさせていただきます。



和歌山県警察本部生活安全部 生活環境課長 湊 隆 弘

新年、あけましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、皆様におかれましては、清清しい新春を迎えられましたことと 心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素から産業廃棄物の適正処理の推進に努められると共に、関係機関と連携して、不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりますことに心から敬意を表する次第であります。

さて、本県における廃棄物処理法違反事件の検挙数は、毎年50件台で推移しており、今後 も悪質で巧妙な事犯の発生が懸念されるところです。

環境事犯は、県民の生活や健康に悪影響を及ぼしたり、和歌山の豊かな自然環境を破壊したりするほか、現状回復に時間がかかることが多いことから、未然防止はもちろん、早期発見、早期措置により被害の拡大を防止することが極めて重要であります。

県警といたしましては、県民の健康に重大な被害を及ぼす事犯、著しく環境破壊をする違反、 暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯を中心に取締りを強化するとともに、 効果的な広報・啓発活動に努め、関係機関と連携を図りながら和歌山の豊かな自然を保全し、 県民生活の安全・安心を守るために取り組んでまいります。

終わりになりましたが、貴協会の益々のご発展と皆様方のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げ、 新年のご挨拶とさせていただきます。

2 行政ニュース

2-① 和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱の改正について

和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱改正の概要

1 県外産業廃棄物搬入協議書提出者の範囲の拡大について

従来、県域外から県域内に産業廃棄物を搬入しようとする場合、県外産業廃棄物搬入 協議書(以下「協議書」という。)を提出できるのは排出事業者に限られていたが、産 業廃棄物処理業者(収集運搬業者又は処分業者)も提出可能とすることとした。

2 優良認定事業者による協議について

協議書を提出しようとする産業廃棄物処理業者が「優良認定事業者」である場合は、 複数の排出事業者から受託する(予定含む。)県外産業廃棄物の処分又は保管について、 専用の様式「県外産業廃棄物搬入協議書(優良認定事業者用)」の提出により、一度に まとめて協議できることとした。(申請に係る廃棄物搬入期間は、最長1年)

3 木くず及びがれき類に係る届出について

処分後チップとして再生利用される木くず又は再生砕石として利用するために処分 されるコンクリート破片等(がれき類に分類されるものに限る。)については、再生利 用が比較的容易であることから、搬入する廃棄物の種類及び量等について記した県外産 業廃棄物搬入計画届出書(以下「届出書」という。)を提出することによって、協議の 手続きを経ずに県外産業廃棄物を搬入できることとした。

なお、本届出については、複数の排出事業者から受託する(予定含む。)県外産業廃棄物の処分又は保管について、一度にまとめて行うことができることとした。(届出に係る廃棄物搬入期間は、最長1年)

4 協議と届出の変更について

当初の協議書又は届出書の提出時から搬入する県外産業廃棄物の量が増加するとき等の場合は、その変更内容について再協議又は届出を行わせることとした。

和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県の境界を越えて流入又は流出する産業廃棄物の処理について、県の指導方針を明らかにすることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第5条の5の規定による和歌山県廃棄物処理計画を適切に推進し、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
 - (2) 事業者 産業廃棄物を排出する者をいう。
 - (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条 の4第1項若しくは第6項の規定により知事の許可を受けて、県内にお いて産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者をいう。
 - (4) 産業廃棄物処分業者 法第14条第6項又は法第14条の4第6項の規 定により知事の許可を受けて、産業廃棄物の処分を業として行う者をい う。
 - (5) 産業廃棄物収集運搬業者 法第14条第1項又は第14条の4第1項の 規定により知事の許可を受けて産業廃棄物の収集運搬を行う者(積替え 又は保管を行う者に限る。)をいう。
 - (6)優良認定事業者 法施行令第6条の11第2号及び第6条の14第2号 に規定する事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認 められた者をいう。

(基本方針)

- 第3条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、県外の事業場で生じた産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)を県内で処分し、又は保管してはならない。 ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、県内の事業場で生じた産業廃棄物をなるべく県内で適正に処理しなければならない。

(協議)

- 第4条 前条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者(以下「協議者」という。)は、あらかじめ県外産業廃棄物搬入協議書(別記第1号様式。)を所轄の保健所長を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 協議者は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める者とする。
 - (1) 県外産業廃棄物を県内で処分する場合(県内積替え保管施設での保管を 伴う場合を含む。) 事業者又は産業廃棄物処分業者

- (2) 県外産業廃棄物を県内で保管する場合(第1号に掲げる場合を除く。) 事業者又は産業廃棄物収集運搬業者
- 3 優良認定事業者は、複数の事業者から処分を受託する産業廃棄物について承認を受けようとする場合にあっては、第1項の規定による協議書に代えて、県外産業廃棄物搬入協議書(優良認定事業者用) (別記第2号様式)によることができる。
- 4 協議者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、当該変更につき承認を受けるための県外産業廃棄物搬入変更協議書(別記第3号様式)を所轄の保健所長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、その変更が次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定めるいずれにも該当しない軽微な変更であるときは、この限りでない。
 - (1) 当初協議が第1項による協議の場合
 - ア 産業廃棄物の排出場所
 - イ 産業廃棄物の種類
 - ウ 産業廃棄物の量(承認を受けた量からの3割以上の増加であって、増加量が100トンを超えるものに限る。)
 - 工 産業廃棄物収集運搬業者
 - 才 産業廃棄物処分業者
 - カ 産業廃棄物の処分又は保管の場所
 - キ 産業廃棄物の処分又は保管方法若しくは保管期間
 - ク 産業廃棄物の搬入期間
 - (2) 当初協議が第3項による協議の場合
 - ア 産業廃棄物の種類
 - イ 産業廃棄物の量(承認を受けた量からの3割以上の増加であって、増加量が100トンを超えるものに限る。)
 - ウ産業廃棄物の処分場所
 - エ 産業廃棄物の処分方法
 - オ 産業廃棄物の搬入期間

(審査等)

- 第5条 知事は、前条第1項、第3項又は第4項の協議書の提出があったときは、 当該協議に係る地域を所轄する県の地方機関及び警察署並びに関係市町村で構成する廃棄物適正処理連絡会議の意見を尊重するとともに、当該協議の内容が 県内で処分し、又は保管せざるを得ない相当の理由があり、かつ、和歌山県廃棄物処理計画の実施に支障を来さないと認めたときに限り承認し、その旨を承認通知書(別記第4号様式)により協議者に通知するものとする。
- 2 前項の承認には、生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

(着手の制限)

第6条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、県外産業廃棄物を県内において処分し、又は保管してはならない。ただし、次条の規定により協議を省略したものについてはこの限りでない。

(協議の省略)

- 第7条 処分しようとする県外産業廃棄物が次のいずれかに該当するときは、第3条第1項ただし書きの規定による知事の承認があったものとみなし、第4条 の協議は不要とする。
 - (1) 産業廃棄物処分業者が有効利用されるチップとして再生するため処分す る木くず(混合廃棄物に混入されているものを除く。)
 - (2) 産業廃棄物処分業者が有効利用される再生砕石にするために処分する工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(混合廃棄物に混入されているものを除く。)
- 2 事業者又は産業廃棄物処分業者は、前項の規定により県外産業廃棄物を県内で処分するときは、搬入開始後10日以内に県外産業廃棄物搬入計画届出書(別記第5号様式。以下「届出書」という。)を所轄の保健所長を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により届出書を提出した者は、処分する県外産業廃棄物の量が届け出た量から3割以上増加したとき(増加量が100トンを超える場合に限る。)は、遅滞なくその旨を県外産業廃棄物搬入量変更届出書(別記第6号様式)により所轄の保健所長を経由して知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第8条 この要綱の制定は、和歌山市の区域内で行われる行為又はその行為を行 う者については適用しない。

附則

この要綱は、平成9年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

新

ΙĦ

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県の境界を越えて 流入又は流出する産業廃棄物の処理につい て、県の指導方針を明らかにすることによ り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭 和45年法律第137号。以下「法」という。) 第5条の5の規定による和歌山県廃棄物処 理計画を適切に推進し、もって生活環境の保 全と公衆衛生の向上に資することを目的と する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところによ る。
- (1)産業廃棄物 法第2条第4項に規定する 産業廃棄物をいう。
 - (2) 事業者 産業廃棄物を排出する<u>者</u>をい う。
 - (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1 項若しくは第6項又は法第14条の4第 1項若しくは第6項の規定により知事の 許可を受けて、県内において産業廃棄物の 収集、運搬又は処分を業として行う者をい う。
- (4) 産業廃棄物処分業者 法第14条第6項 又は法第14条の4第6項の規定により知 事の許可を受けて、産業廃棄物の処分を業と して行う者をいう。
- (5)産業廃棄物収集運搬業者 法第14条第 1項又は第14条の4第1項の規定により 知事の許可を受けて産業廃棄物の収集運搬 を行う者(積替え又は保管を行う者に限る。) をいう。
- (6)優良認定事業者 法施行令第6条の11

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県の境界を越えて 流入又は流出する産業廃棄物の処理につい て、県の指導方針を明らかにすることによ り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭 和45年法律第137号。以下「法」という。) 第11条第1項に規定する産業廃棄物処理 計画を適切に推進し、もって生活環境の保全 と公衆衛生の向上に資することを目的とす る。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1)産業廃棄物 法第2条第4項に規定する 産業廃棄物をいう。
 - (2)事業者 産業廃棄物を排出する<u>事業者</u>を いう。
 - (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1 項若しくは第4項又は法第14条の4第 1項若しくは第4項の規定により知事の 許可を受けて、県内において産業廃棄物の 収集、運搬又は処分を業として行う者をい う。

(新規)

(新規)

(新規)

第2号及び第6条の14第2号に規定する 事業の実施に関し優れた能力及び実績を有 する者として認められた者をいう。

(基本方針)

- 第3条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、県外の事業場で生じた産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)を県内で処分し、又は保管してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、県内の事業場で生じた産業廃棄 物をなるべく県内で適正に処理しなければ ならない。

(協議)

第4条 前条第1項ただし書の規定による 承認を受けようとする者(以下「協議者」と いう。) は、あらかじめ県外産業廃棄物搬入 協議書(別記第1号様式。)を所轄の保健所 長を経由して知事に提出しなければならな い。

- 2 協議者は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める者とする。
- (1) 県外産業廃棄物を県内で処分する場合 (県内積替え保管施設での保管を伴う場 合を含む。) 事業者又は産業廃棄物処分 業者
- (2) 県外産業廃棄物を県内で保管する場合 (第1号に掲げる場合を除く。) 事業者又 は産業廃棄物収集運搬業者
- 3 優良認定事業者は、複数の事業者から処分 を受託する産業廃棄物について承認を受け ようとする場合にあっては、第1項の規定に よる協議書に代えて、県外産業廃棄物搬入協 議書(優良認定事業者用)(別記第2号様式) によることができる。
- 4 協議者は、承認を受けた内容を変更しよう とするときは、当該変更につき承認を受ける ための県外産業廃棄物搬入変更協議書(別記

(基本方針)

- 第3条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、県外の事業場で生じた産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)を県内で処分し、又は保管してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、県内の事業場で生じた産業廃棄 物をなるべく県内で適正に処理しなければ ならない。

(協議)

第4条 <u>事業者</u>は、前条第1項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、あらかじめ県外産業廃棄物搬入協議書(別記第1号様式。<u>以下「協議書」という。</u>)を所轄の保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

第3号様式)を所轄の保健所長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、その変更が次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定めるいずれにも該当しない軽微な変更であるときは、この限りでない。

- (1) 当初協議が第1項による協議の場合
 - ア 産業廃棄物の排出場所
 - イ 産業廃棄物の種類
 - ウ 産業廃棄物の量(承認を受けた量から の3割以上の増加であって、増加量が1
 - 00トンを超えるものに限る。)
 - 工 産業廃棄物収集運搬業者
 - 才 産業廃棄物処分業者
 - カ 産業廃棄物の処分又は保管の場所
 - キ 産業廃棄物の処分又は保管方法若し くは保管期間
 - ク 産業廃棄物の搬入期間
- (2) 当初協議が第3項による協議の場合
 - ア 産業廃棄物の種類
 - イ 産業廃棄物の量(承認を受けた量から の3割以上の増加であって、増加量が1
 - 00トンを超えるものに限る。)
 - ウ産業廃棄物の処分場所
 - エ 産業廃棄物の処分方法
 - オ 産業廃棄物の搬入期間

(審査等)

第5条 知事は、前条第1項、第3項又は第 4項の協議書の提出があったときは、当該 協議に係る地域を所轄する県の地方機関 及び警察署並びに関係市町村で構成する 廃棄物適正処理連絡会議の意見を尊重す るとともに、当該協議の内容が県内で処分 し、又は保管せざるを得ない相当の理由が あり、かつ、和歌山県廃棄物処理計画の実 施に支障を来さないと認めたときに限り 承認し、その旨を承認通知書(別記第4号 (新規)

(審查等)

第5条 知事は、<u>前条</u>の協議書の提出があったときは、当該協議に係る地域を所轄する県の地方機関及び警察署並びに関係市町村で構成する廃棄物適正処理連絡会議<u>(以下「連絡会議」という。</u>)の意見を尊重するとともに、当該協議の内容が県内で<u>処分又は保管</u>せざるを得ない相当の理由があり、かつ、<u>和歌山県産業廃棄物処理計画</u>の実施に支障を来さないと認めたときに限り承認し、その旨を承認通知書(別記第2号様式)により<u>事業者</u>に

様式)により<u>協議者</u>に通知するものとする。

2 前項の承認には、<u>生活環境の保全上必要な</u> 条件を付すことができる。

(着手の制限)

第6条 <u>事業者及び産業廃棄物処理業者</u>は、 前条第1項の規定による通知を受けた後 でなければ、県外産業廃棄物を県内におい て処分し、又は保管してはならない。<u>ただ</u> し、次条の規定により協議を省略したもの についてはこの限りでない。

(削除)

(協議の省略)

- 第7条 処分しようとする県外産業廃棄物が 次のいずれかに該当するときは、第3条第1 項ただし書きの規定による知事の承認があったものとみなし、第4条の協議は不要とする。
- (1)産業廃棄物処分業者が有効利用されるチップとして再生するため処分する木くず(混合廃棄物に混入されているものを除く。)
- (2) 産業廃棄物処分業者が有効利用される再生砕石にするために処分する工作物の新築、 改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(混合廃棄物に混入されているものを除く。)
- 2 事業者又は産業廃棄物処分業者は、前項の 規定により県外産業廃棄物を県内で処分す るときは、搬入開始後10日以内に県外産業 廃棄物搬入計画届出書(別記第5号様式。以 下「届出書」という。)を所轄の保健所長を 経由して知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により届出書を提出した者は、

通知するものとする。

2 前項の規定による承認には、<u>承認の期間、</u> 搬入量、種類その他知事が必要と認める事項 に関して条件を付すことができる。

(着手の制限)

- 第6条 <u>事業者</u>は、前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、<u>自ら又は産業廃棄物処理業者に委託して</u>県外産業廃棄物を県内において処分し、又は保管してはならない。
- 2 産業廃棄物処理業者は、事業者が前条第1 項の規定による通知を受けたことを確認し た後でなければ県外産業廃棄物を県内にお いて処分し、又は保管してはならない。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

処分する県外産業廃棄物の量が届け出た量 から3割以上増加したとき(増加量が100 トンを超える場合に限る。)は、遅滞なくそ の旨を県外産業廃棄物搬入量変更届出書(別 記第6号様式)により所轄の保健所長を経由 して知事に届け出なければならない。

(適用除外)

で行われる行為又はその行為を行う者につ いては適用しない。

附則

この要綱は、平成9年6月16日から施行す る。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行 する。

(適用除外)

第8条 この要綱の制定は、和歌山市の区域内 | 第7条 この要綱の制定は、和歌山市の区域内 で行われる行為又はその行為を行う者につ いては適用しない。

附則

この要綱は、平成9年6月16日から施行す る。

(新規)

県外産業廃棄物搬入協議書

年 月 日

和歌山県知事 様

協議者

住所 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

下記のとおり、産業廃棄物を和歌山県内に搬入したいので、和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する 指導要綱第4条第1項の規定により協議します。

記

協議者の区分	事業者	処理	業者 (処分	収集運搬)	
産業廃棄物の排出事業者	氏名又 は名称 住 所				
産業廃棄物の排出場所	名 称 所 在 地				
産業廃棄物の種類と量	種 類 量	トン	トン	トン	トン
収集運搬業者	氏名又は名称住 所				
処分業者	氏名又 は名称 住 所				
処分又は保管の場所					
処分方法又は保管方法 及び保管期間					
和歌山県で処分又は保管 する理由					
産業廃棄物の発生工程及び 性状					
産業廃棄物の運搬経路					
搬入期間 (1年以内の期間を記入し てください。)					

添付書類等:①産業廃棄物処理委託契約書の写し

- ②産業廃棄物処理業者の許可証の写し
- ③産業廃棄物の発生工程及び性状が分かるもの(汚泥、鉱さい、ばいじん又は特別管理 産業廃棄物の場合のみ。成分分析表又は廃棄物データシート等、処分業者が適正に 処分を行うことができることが確認できるものを添付してください。事業者が自ら 処分又は保管を行う場合であっても必要です。)

県外産業廃棄物搬入協議書(優良認定事業者用)

年 月 日

和歌山県知事 様

協議者

住所 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、産業廃棄物を和歌山県内に搬入したいので、和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する 指導要綱第4条第3項の規定により協議します。

記

産業廃棄物の	氏名は名				 				
主な排出事業者	住	所							
産業廃棄物の	名	称						_	
主な排出場所	所在	地			 				
産業廃棄物の種類と量	種	類	 					\perp	
	量		 	トン	<u>_</u> }	ン	<u> </u>	<u> </u>	 トン
収集運搬業者	氏名は名	又 称							
		所		_	 				
処分業者	氏名 は名	又称			 				
	住	所							
処分の場所									
処分方法					 				
和歌山県で処分する理由		_							
産業廃棄物の発生工程及び 性状							_		
協議に係る処分が終わった 後の最終処分の方法及び場 所									
再生の方法及び場所			 					_	
搬入期間 (1年以内の期間を記入し てください。)									

添付書類等:①産業廃棄物処理業者の許可証の写し

- ②産業廃棄物の発生工程及び性状が分かるもの(汚泥、鉱さい、ばいじん又は特別管理 産業廃棄物の場合のみ。成分分析表又は廃棄物データシート等、処分業者が適正に処 分を行うことができることが確認できるものを、排出事業者ごとに分けて添付してく ださい。)
- ③協議に係る処分が終わった後の処分(最終処分及び再生を含む。)方法及び処分場所 並びに処分後物が再生品の場合は再生品目がわかるもの(産業廃棄物の品目毎のフロ 一図又は産業廃棄物処理委託契約書等)
- ※「和歌山県で処分する理由」が異なる産業廃棄物については、協議書を分けて提出してください。

県外産業廃棄物搬入変更協議書

年 月 日

和歌山県知事 様

協議者

住所 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

下記のとおり、 年 月 日付け 号により承認を受けた内容を変更したいので、和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱第4条第4項の規定により協議します。

記

hot to o F /	Γ.	— alls —w	An errolló de 1	In the same	· Ide
協議者の区分	-	事業者	処理業者(処分 収集運	:搬)
産業廃棄物の排出事業者	氏名又 は名称				
	住 所				
 産業廃棄物の排出場所	名 称				
医米疣米物 切折田物所	所在地				
 産業廃棄物の種類と量	種 類				
	量	トン	トン	ŀν	トン
収集運搬業者	氏名又 は名称				
	住 所				
処分業者	氏名又 は名称				
	住 所				
処分又は保管の場所					
処分方法又は保管方法 若しくは保管期間					
協議に係る処分が終わった 後の最終処分方法及び場所					
再生方法及び場所					
搬入期間 (1年以内の期間を記入し てください。)					

添付書類等:①承認通知書

- ②産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ③協議に係る処分が終わった後の処分(最終処分及び再生を含む。)方法及び処分場所 並びに処分後物が再生品の場合は再生品目がわかるもの(産業廃棄物の品目毎のフロー図等)

※変更が生じる内容についてのみ記載し、添付書類は変更に係るもののみを提出してください。

 第
 号

 年
 月

 日

承認通知書

様

和歌山県知事 氏 名

年 月 日付けで協議のあった県外産業廃棄物の搬入について、下記のとおり和歌山 県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱第5条第1項の規定により承認したので通知しま す。

記

事業者の氏名	 公文は名称												
		名	称										
産業廃棄物の	が田場が	所名	主地	_			 						
収集運搬業者の日	氏名又は名称												
処分業者の氏	名又は名称						 _				_		
処分又は保	管の場所						 		_			_	
処分又は保	ーーー 管の方法							_				_	
承認の	種類		-										
種類と量	量									<u>. </u>	_		
承認の期間	承認日	3			年	月	日から		年	月	日	まで	
条件													

県外産業廃棄物搬入計画届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

下記のとおり、県外産業廃棄物の搬入を開始したので、和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する 指導要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

記

		- <u>-</u>	
届出者の区分		事業者	処分業者
)	名 称		
主な排出事業者	住 所		
> > 10 dt tB → r	名 称		
主な排出場所	所在地		
	種 類	木くず	
	量		
産業廃棄物の種類と量	種 類	iコンクリートの破片その他こ	れに類する不要物
	量		
	名 移		
収集運搬業者	住 彦		
	名 移	7	
処分業者	住 別	Í	
処分場所			
処分方法			
再生・有効利用の方法			
搬入期間 (1年以内の期間を記入し てください。)			

県外産業廃棄物搬入量変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

下記のとおり、県外産業廃棄物の搬入量に変更が生じたので、和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱第7条第3項の規定により届け出ます。

記

届出者の区分			事業者		処分	·業者	
届出書の受付日			受付日	年	月	月	
産業廃棄物の排出事業者	名	称					
医未完果初·少孙山争未有	住	所					
本業成畜畑の批出担託	名	称					
産業廃棄物の排出場所	所	在 地					
産業廃棄物の種類と量	種	類					
(変更前)	-	量		トン			トン
産業廃棄物の種類と量	種	類					
(変更後)	-	量		トン			トン
n 在 军	名	称					
収集運搬業者 	住	所					
加八类字	名	称					:
処分業者 	住	所					

2-② PCBについて(古い工場、ビル、倉庫、店舗等をお持ちの皆様へ)

和歌山県

古い工場、ビル、倉庫、店 をお持ちの皆様へ! ※昭和52年 (1977年) 3月より以前に建てられたものを指します。

事業場で古い照明器具を使用している方は、PCBが含 まれていないか調査をお願いします。



P C B は有害物質です。



期限内にPCBを処分しないと罰則があります。

まもなくPCBの処分ができなくなります。

和歌山県では、昭和52年3月以前に建築された事業所の所有者様を対象とした大 規模な調査を実施しています。

順次、郵送で「PCB使用安定器の保管・所有に関する調査票」をお送りしますの で、内容をご確認いただき回答にご協力いただきますようお願いします。

※調査票及び調査方法の詳細は下記ホームページでダウンロードすることができます。 【和歌山県 循環型社会推進課ホームページ】(「和歌山県 PCB」で検索) https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/pcb.html

PCB使用安定器を使用した照明器具

(昭和32年1月~昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)

蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)

水銀灯器具

(高天井用・道路用)











※日本照明工業会HPより

蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ(電子)式安定器には、PCBは使用されておりません。 また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されていません。

詳細な情報については、裏面をご確認ください。

PCB (ポリ塩化ビフェニル) とは?

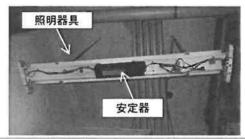
PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。

このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものは PCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

※昭和52年3月までに建てられた建物には、PCB使用安定器が使われているおそれがあります。

照明器具の安定器 とは?

安定器は、照明のチラつきを抑えるためのもので、照明器具の内部などに設置されています。安定器にはラベルや銘板に製品情報が記載されており、メーカー名、製造年月、型式、力率を確認することで、PCBの有無を確認することができます。







PCBの有害性

PCBには急性毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく体外に排出されにくい特徴があり、慢性的に摂取すると体内に蓄積します。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、塩素ニキビ、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。

PCBの処理期限

PCBは、法律により処分期間内に適正処理することが義務付けられており、改善命令違反には、 三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。

■高濃度 P C B 廃棄物の処分期間: **平成33年(2021年)3月31日まで**

※製品情報によりPCBの使用が確認された安定器は、もれなく高濃度PCBに該当します。

この処分期間は、PCB処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期間の延長はできません。期間を過ぎた後にPCBが見つかった場合、事実上処分することができなくなります。 期間内に処理を完了させるために、まずはPCB使用安定器の有無を確認する必要があることから、この度、調査への協力をお願いするものです。

【和歌山県 循環型社会推進課ホームページ】(「和歌山県 PCB」で検索)

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/pcb.html

【環境省PCB早期処理情報サイト】(「PCB早期処理」で検索」)

http://pcb-soukishori.env.go.jp/

3 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成30年度第2回理事会及び常任理事会

開催日:平成30年8月21日(火) 場 所:酒直ビル1F 協会会議室

議 案:①各支部長・部会長・委員長等の委嘱について

- ②第17回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催について
- ③新入会員及び退会会員承認の件について
- ④会報の発行について
- ⑤会員名簿の作成について
- ⑥安全衛生活動事業について
- ⑦行政懇話会の議題について
- ⑧第2回親睦ゴルフコンペの開催について
- ⑨第2回海上パトロールの実施について
- ⑩次回理事会の開催日程について
- ①その他

について協議のほか、17件の報告がありました。



平成30年度第3回理事会及び常任理事会

開催日:平成30年11月21日(水) 場 所:酒直ビル1F 協会会議室

議 案:①全産連新年賀詞交歓会(1月18日 明治記念館)について

- ②新規正会員・賛助会員の勧誘促進について
- ③新入会員及び退会会員承認の件について
- ④支部研修会の開催及び日程について
- ⑤電子マニフェスト操作体験セミナーの開催について
- ⑥県外視察研修会の開催について
- ⑦会報の発行について
- ⑧事務局の年末年始の業務について
- ⑨次回理事会の開催日程について
- ⑩顧問の就任について
- ⑪その他

について協議のほか、16件の報告がありました。



4 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

4一① 行政懇話会

業廃棄物業界と和歌山県、和歌山市の関係行政との意見交換会として、平成30年度の行政懇話会を8月28日(火)酒直ビル1階会議室において開催しました。ご多用な折にもかかわらず、和歌山県循環型社会推進課の堀課長、亀岡班長、稲内班長、同廃棄物指導室の高垣室長、和歌山市産業廃棄物課の天野課長、山口主事のご臨席を頂き、当協会からは武田会長、目良副会長、井川副会長、貴志副会長、山本青年部会長及び事務局2名が出席し、以下のテーマについて意見交換を行うとともに当協会からの要望等を伝えました。

【懇話会のテーマ】

- (1) 災害廃棄物処理について <継続>
- (2) 排出事業者に対する指導の強化について<継続>
- (3)優良産廃処理業者認定制度について<継続>
- (4) 無料回収業者に対する行政指導について<継続>
- (5)「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言(平成29年3月)」について<継続>
- (6) 和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱について<継続>
- (7) その他
 - ・収集運搬車両に対する検問の実施について
 - ・電子マニフェストの導入について



4一② 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生 推進研修会及び相互安全衛生パトロールを実施しました。

(1) 安全衛生推進研修会(安全衛生規程の作成、安全衛生パトロール、基本的安全衛生活動に ついて)

開催日時:平成30年10月4日(木)13:30~16:30

開催場所:プラザホープ2階 多目的室

師:一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 安全衛生推進委員会

委員長 武田全弘氏 安全衛生促進委員 酒本吉伸氏

参加者数:23名

研修内容: 規程の整備は、安全衛生活動の根拠となるもので、労使双方が守るべき事業場

のルールとなっている。それを周知するため、文書化・明文化することは組織活 動の基本であり、設備・作業内容の洗い出し・作業方法の点検・新任教育・それ ぞれの責任を明確にする等の講義を受け、全産連のツールによる規程作成の研修 を行いました。

安全衛生パトロールは、日常的に行うことで、建物・通路・車両・フォークリ フト・重機・装置類の点検・免許証携帯・配線・飛散防止・非常停止の措置等に ついて互いにコミュニケーションを行うことが大事であることの研修を行いまし た。

○講義1 …… 産業廃棄物処理業における安全衛生規程の作成

○講義2 …… 安全衛生パトロール、基本的安全衛生活動について





修了証交付



酒本委員の講義

(2) 相互安全衛生パトロール

平成30年11月1日に和歌山支部、8日には御坊・田辺支部のあわせて4事業所の中間処理施設等で実施し、労働基準監督署担当官及び労働安全アドバイザーから、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等種々の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を紹介します。ぜひ各企業事業所の労働災害防止の取り組みの参考にしていただき「労働災害ゼロ」を目指していただきますようお願いいたします。

◇良かった点

- ・分別工場の土間をきれいにしていました。
- ・粉塵発生防止のため注水していました。
- ・ピットの周辺に転落防止のロープを設置していました。
- ・材料の積み上げを4段に制限していました。
- ・ベルトコンベアーにロープ式の非常停止スイッチが設置されていました。
- ・作業場内はマスク着用としていました。
- ・ISO45001およびOHSAS18001労働安全衛生マネジメントシステム認証されていて、事務所内に安全方針、安全十則及び墜落、転倒の安全ポスターが掲示されており安全意識の高さが伺えました。
- ・事業場は、不用品等もなく良く整理され良好な状態ですので、床面の段差、凸凹等人の歩 行する通路等にも着目して、正常、異常が分かるように今後も継続をお願いします。
- ・事業場建屋内床面に埃、不用品が無く日々の清掃が良く実施されている事が伺えました。 今後も日々の整理、整頓、清掃の推進継続をお願いします。

◇検討を要する点

か美な検討! では!!!よ	业体中
改善を検討してほしい点	
・分別作業者が不用意に近づくと回転式マ グネットに巻き込まれる危険があります。	・回転式マグネットと分別作業場を隔離す るため、扉等の設置を検討してください。
・騒音レベルが高そうです。感触では保護 具着用基準レベルの85デシベル位と思 われます。(顔を寄せても会話が聞き取り にくい場合は85デシベル以上あります。)	・騒音発生源のふるい機の発生源対策は難 しそうです。近くで稼働しているショベ ルカーの運転席を少しでも囲う又は耳栓 又はイヤーマフを使用してください。
・重機稼働中に運転手以外の立入り者等が 接触・衝突の危険があります。重機稼働 中は接触・衝突防止対策を検討ください。	・重機の柵などで立ち入り禁止区域を設定する。・重機稼働中はブザー等の警報音を発する機能を持たせる。
・機械下の通路が暗いため、作業後の清掃 等の際危険があり、災害につながる可能 性があるように思います。	・ 照明器具等で、足元を明るくしてくださ い。
・洗浄場のピットが深いとお聞きしました。 カラーコーンの立入禁止措置はありましたが、転落の恐れはあると思います。	・床も滑る恐れがありますので、柵やバリケードの設置を検討してください。
・ロープ式非常停止スイッチが経年劣化などで作動しない場合があります。・非常停止スイッチは災害発生を防止できません。ベルトコンベアーに巻き込まれる危険があります。	・定期的な作動点検をしてください。物理 的に巻き込まれない対策が最善です。点 検等でコンベアー近くを通る位置は鉄板 等で手が入らないようにしてください。

- ・ 重機稼働中に他の作業者が重機に接触・ 衝突する恐れがあります。稼働中に近づ く場合のルールを検討してください。
- 近づく場合は運転者にインカムなどで連絡する。
- ・ 稼働中はブザー等の警報音を発する機能を持たせる。
- ・ 重機周囲に立入禁止区域を設定する。
- 操作盤に埃がかかっており、見えにくい 状態です。
- ・定期的な清掃をお願いします。
- ・建屋に破損がありました。放置してしま うと次にぶつけた人もこのままでよいと 言う意識が働き、従業員からの連絡、報 告もおろそかになり、安全意識の低下に なります。
- 放置しないで、破損したらすぐに修理する取組みをお願いします。
- 工場全体的に不要な昇降設備、必要な昇降設備を検討し、必要な昇降設備には安全に昇 降できるよう手すりの設置をお願いします。
- ・マグネット式スイッチの位置を離して、不意に手が刃物に届かない距離に変更固定をお願いします。
- ・ガラ破砕作業者には防塵マスクの着用を徹底してください。
- ・木くずヤードの重機設置位置が高いため作業者が安全に昇降できるよう昇降路を検討してください。
- ・設備の取り扱い注意事項等を明示、表示の推奨を検討してください。
- ・燃焼施設の火災時使用の消火器を見やすい位置に固定を検討してください。

◇共通のお願い

安全はトップの"安全への熱い思い"なくしてあり得ません。

"**安全は事業所トップから**"といわれ、災害防止には事業主など管理者の安全に対する姿勢にかかっているといわれます。

安全への取り組みには資金面やマンパワーなど色々な制約がありますが、"安全への思い" を伝えることは資金も大きなマンパワーも必要ありません。

そこでお願いです。

毎日(これが重要です)朝礼時、業務指示時、「OOに気を付けや!」とひと言付け加えてください。

又、職場に出向いた時も「気をつけて作業してよ」「周りの作業者に注意して運転して」 などと声かけしてください。

事業所トップや管理監督者が、「みんなの安全と健康をいつも一番に心配している」という 気持ちを伝えることが従業員一人一人の安全意識を高め、風通しの良い職場づくりにつなが ります。

重大災害防止対策を重点に!!

フォークリフトや重機への接触・衝突、ベルトコンベアーへの巻き込まれによる死亡災害 が発生しています。

重大災害発生場所や作業を洗い出し、出来るところから対策を実施下さい。

4一③ 収集運搬部会

不法投棄防止巡回パトロール(田辺市周辺及び橋本市内一円)

収集運搬部会では、平成30年6月13日に和歌山市内を中心に不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、不法投棄された一般廃棄物と思われる廃家電製品等の撤去を行いました。

和歌山市周辺の巡回パトロールに引き続いて、第2回目は田辺市周辺、第3回目は橋本市内を中心に不法投棄防止巡回パトロールを行いました。毎年、巡回パトロールは和歌山市、田辺市、高野町を中心に実施していますが、今年度は和歌山県廃棄物指導室より依頼があり、初めて橋本市で巡回パトロールを実施しました。当日は、伊都振興局の新谷垣内真琴局長に挨拶を頂き、24名の参加者で廃棄物の撤去作業を行いました。

なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告 しました。

1 田辺市周辺

(1) 実 施 日: 平成30年9月13日(木)

(2)参加者:20名

(有)柏木商店	1名		2名
闹志場商店	1名	田辺工業侑	2名
有日置川清掃	2名	㈱三高産業	2名
㈱吉田組	1名	和歌山県再生資源事業協同組合	1名
和歌山県資源開発協業組合	1名	衛 ワコー産業	2名
田辺保健所	1名	田辺市役所	1名
産業資源循環協会	3名		

(3) 巡回コース:【往路】

扇ヶ浜海岸駐車場(集合)→明洋交差点右折→国道 429 →国道 4249 → 県道 319 →国道 429 →国道 3119 →国道 3719 →回道 3719 →回道 3719 →国道 3719 →国道 3119 →延露 →国道 3119 →昼食(わたらせ 温泉)

【復路】

国道311号→県道198号→県道29号→龍神村柳瀬(収集)→県道29号→国道42号→田辺市ごみ処理場(解散)

(4)使用車両:2tユニック1台、2tダンプ3台、1tトラック1台、軽トラック4台、 乗用車2台 計11台

(5) 撤去した物:スレート材等約100枚、タイヤ約30本、冷蔵庫4台、マッサージチェア 2台、テレビ、ドラム缶、鉄くず、木くず、その他一般ごみ等

(6) 撤去した量: 2 tユニック1台、2 t ダンプ3台、1 t トラック1台、軽トラック3台 計3, 260kg

(7) 撤去場所等:中辺路町温川(2ヶ所)・龍神村柳瀬の3ヶ所





2 橋本市内一円

(1) 実 施 日: 平成30年9月25日(火)

(2)参加者:24名

赤井工業㈱	2名	㈱ヴァイオス	2名
㈱岸化学	2名	㈱紀洋	1名
大栄環境㈱	1名	制武田造園	1名
(有)バッキーズ	1名	㈱福西工務店	1名
三笠建設㈱	3名	㈱三高産業	2名
㈱吉建	1名	県・廃棄物指導室	3名
橋本保健所	1名	橋本市役所	1名
産業資源循環協会	2名		

(3) 巡回コース:伊都振興局駐車場(集合)→国道371号→柱本交差点右折→柱本・旧道 (収集)→国道371号→杉尾付近(収集)→県道104号→国道24号→ 昼食(まごころ隅田店)→京奈和道側道下兵庫付近(収集)→国道371号 →橋本IC南交差点右折→京奈和道側道柏原高架下(収集)→高野口公園付 近(収集)→エコライフ紀北〜撤去物の搬入(解散)

(4) 使用車両:2 tユニック1台、2 t ダンプ3台、乗用車8台 計12台

(5) 撤去した物:タイヤ43本、テレビ2台、車のシート、バンパー、エアコン、廃プラ、

金属くず、缶、びん、ペットボトル、その他一般ごみ等

(6) 撤去した量: 2 tユニック1台、2 tダンプ3台 計1, 450 kg

(7) 撤去場所等:柱本・旧道、杉尾付近、京奈和道側道下兵庫付近、京奈和道側道柏原高架

下、高野口公園付近の計5カ所









4一④ 不法投棄防止海上パトロール

平成30年度第2回目(通算48回目)の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海 岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

○ 日 時:平成30年10月10日(水) 午前9時10分(出港)~午後1時45分(帰港)

○ 参加者:5名

和 歌 山 県 廃 棄 物 指 導 室 1名 和 歌 山 市 産 業 廃 棄 物 課 1名 和歌山海上保安部警備救難課 1名 和歌山県産業資源循環協会 2名



○ パトロールコース:

和歌山南港→大川港→友ヶ島→矢櫃海岸(有田市)→衣奈周辺(由良町)→戸津井漁港沖合→白崎→下津港(方)→和歌山南港

○ パトロールの結果:

- ・加太港から大川港間の海岸に前回(H30年7月)同様漂着物と見られる廃棄物(プラ容器類・木くず)を確認した。また、台風の影響と思われる崖崩れも数ヶ所確認した。
- ・友ヶ島のうち地島の北部海岸で前回同様の漂着物と見られる廃棄物(プラ容器・発泡スチロール類・木くず等)を確認した。また、沖ノ島では漂着ゴミは少なかった。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回より多くの不法投棄物を確認した。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いで新たな不法投棄物(家電製品・プラ容器類等)が確認された。
- ・下津港海岸道路沿いでは台風の影響と思われる崖崩れが確認された。
- ・海岸全体で台風の影響と思われる漂着物(プラ容器・発泡スチロール類・木くず等)が多く 確認でき、至る所で崖崩れが発生していた。
- ・前回に比べ全体的に不法投棄物は増えていた。

○ パトロール結果の対応:

和歌山県及び和歌山市から関係機関への連絡及び対応をお願いしました。



地ノ島北部海岸の現状



矢櫃海岸の現状

4一⑤ 第2回親睦ゴルフコンペ

平成30年10月16日(火)に南紀白浜ゴルフ倶楽部において、第2回親睦ゴルフコンペ (チャリティーコンペ:平成30年度第2回)を開催しました。

当日は曇り空でしたが終日雨は降らず、陽ざしがないので快適なゴルフ日和となり19社28 名と多くの皆様に参加いただき、盛会裏に開催することができました。

また、プレー終了後は、各賞(1位~10位、以下5位ごと、当日賞、当回賞、BB賞、ベストグロス賞)の表彰を行いました。

平成19年度よりチャリティーコンペとして和歌山県下の各市町村に毎回車椅子を寄贈していますが、第19回目となる今回は、紀の川市に寄贈し、紀の川市からは感謝状をいただきました。 今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

1 結果(敬称略)

優勝:山本 敦弘 (美浜興業術) 2位:赤井 靖 (赤井工業㈱) 3位:尾崎 一成 (侑志場商店)

4位:上田 隆司 (赤井工業㈱)

5位:前坂 康行 (㈱朝日ダイヤゴルフ)

6位:根田 知樹 (㈱吉健)

7位:中島 正剛 (美浜興業衛)

8位:當仲 優憲 (侑)タナカ工務店)

9位:南出 エルナ (美浜興業侑)

10位:中村 雄三 (㈱ナカミチ建機サービス)

15位:瀧本 利生 (衛国辰商事)

20位:井口 恵司 (和歌山スチール協同組合)

25位: 奥田 五郎 (奥田建材) BB賞: 片山 饒 (㈱丸六)

BG賞:前坂 康行 (㈱朝日ダイヤゴルフ)

2 車椅子贈呈(1台)

贈呈先:紀の川市

出席者:福祉部長 橋本 好秀 氏









4一⑥ 西日本豪雨義援金の寄付について

7月の西日本豪雨で被災された方々や関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げるとともに、 皆様の安全と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当協会では、被災者の皆様の救援や被災地の復興に役立てていただくため、会員各位に義援金 の協力をお願いしました。集まった義援金は、9月28日に和歌山県の「平成30年7月豪雨義 援金口座に送金しました。

◇募集期間: 平成30年7月23日~9月20日

◇義援金の総額: 924, 405円

【美塚会なお客社いただいた会社を及び個人を】

【義援金をお寄せいただ	いた会社名及び個人名】
森脇 敏夫	㈱古勝
㈱日ノ本組	㈱丸六
松田 美代子	侑協和運輸
㈱環境クリーンサービス	侑国辰商事
衛バッキーズ	酒直 社員一同
㈱里村建設	和歌山県再生資源事業協同組合
三成興産㈱	(相タナカ工務店
㈱深瀬組	㈱目良建設
(制南海産業	武田 全弘
예かさい	衛柏木商店
赤井工業㈱	奥田建材
和歌山スチール協同組合	㈱ナヤバーク
㈱ヴァイオス	(旬南クレーン
㈱KSP	山田興業
協同組合中紀環境科学	俐志場商店
㈱田所建設	風吹共同アスコン㈱
青紀興業㈱	㈱クリーンサービス近畿
㈱貴志安商店	㈱吉建
大栄環境㈱	山本 彰德
亀井 千晶	森本 将至
松岡 香代	(順不同・敬称略)

-32-

4一⑦ 青年部会活動

★和歌山県青年部会役員会・主な行事

○平成30年度第3回役員会

開催日:平成30年8月22日(水)

場 所:協会会議室

議 題:(1)交流・研修事業について

(2) 近畿ブロックスポーツ交流会・他府県との合同ゴルフコンペについて

(3) その他

○平成30年度第4回役員会

開催日: 平成30年10月3日(水)

場 所: 堺屋(橋本市)

議 題:(1)交流・研修事業について

(2) 第9回カンファレンス

(3) 近畿ブロック社会貢献事業 in 和歌山城~感謝~について

(4)役員会及び忘年会について

(5) その他

○平成30年度第5回役員会

開催日:平成30年12月14日(金)

場 所:ら・ふうる(和歌山市)

議 題:(1) 青年部会視察研修について

(2) その他



※役員会終了後忘年会が開催されました。

★全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロックの主な行事

○チャリティースポーツ交流会

開催日:平成30年10月20日(土)

場 所:北六甲カントリー倶楽部(兵庫県)

内 容:今年度のチャリティースポーツ交流会は中国・四国ブロックと合同開催となり、普段接することの少ない他ブロックの会員がスポーツを通じ親睦を深めました。また、コンペ終了後、懇親会場に場を移し表彰式が行われました。当日は45名の参加者があり盛会裏に開催され、和歌山青年部会から3名が参加しました。

○社会貢献事業 in 和歌山城~感謝~

開催日:平成30年11月23日(金)

場 所:和歌山城(和歌山県)

内容: 2年前に姫路城で開催された社 会貢献事業の継続事業として、和

歌山城で開催されました。

季節の花をプランターに植え和 歌山市に寄贈し、和歌山市長から お礼の言葉と感謝状の贈呈があり、 贈呈式終了後には語り部による和 歌山城の歴史体験学習が行われま した。当日は102名の参加者が あり和歌山青年部会からは会員家 族を含む39名が参加しました。











★全国産業資源循環連合会青年部協議会の主な行事

○第9回カンファレンス

開催日: 平成30年11月15日(木)

場 所:金沢東急ホテル(石川県)

内容:全国47都道府県の青年部会長ら代表が参加し、「これからの産業廃棄物処理業に

おける労働安全衛生について」のグループワークを実施し、活発な意見交換が行わ

れました。和歌山青年部会から3名が参加しました。

青年部会員を募集しています!

私たちと共に、環境保全活動や研修事業などを通じて、産業廃棄物処理業界を盛り立てていきませんか?青年部会では、会員・企業・従業員・男女を問わず広く募集していますので、是非とも多くの若き獅子達の参加を期待しています。ご希望の方は協会事務局までご連絡下さい。

[TEL: 073-435-5600]

≪目 的≫

本部会は部会員相互の融和親睦を図り、理解を深めると共に、廃棄物の適正処理及び 再資源化に関する知識と教養を高め、将来、環境ビジネス経営における幹部としての使 命遂行のための人格形成、並びに経営の合理化の推進発展向上を目的としています。

≪活動内容≫

情報交換の会合や研修会、環境保全活動、他県青年部会との交流会などを行います。

会費 1名につき年額12,000円会員数 36名(平成30年11月末現在)

5 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

5一① 会議報告

○第41回理事会

開催日:平成30年10月10日(水)

場 所:公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室(東京都)

出席者:会長

議 題:<決議事項>

第1号議案 賛助会員の入会承認について

第2号議案 2019年度「第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会」

について

第3号議案 2019年度全国正会員会長・理事長会議の開催について <協議事項>

(1) 全国産業資源循環連合会のロゴマークの作成等について

(2) 2019年度事業計画案の策定スケジュールについて

(3) 次回理事会その他の日程について

(4) その他

○平成30年度第2回安全衛生委員会

開催日:平成30年12月17日(月)

場 所:公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室(東京都)

出席者:会長

議 題:(1)協会における安全衛生に係る研修会等の開催実績と今後の計画

(2) 非会員企業の取り組み促進のための対策

(3) その他

5-2 全国正会員事務局責任者会議

開催日:平成30年7月26日(木)

場 所:アジュール竹芝 14 F「天平の間」(東京都)

出席者: 専務理事

議 題:(1) 平成30年度事業運営について

- ①平成30年度事業計画骨子案について
- ②地域協議会役員について
- ③委員会委員及び部会運営委員等の選任について
- ④連合会表彰規程内規の改定について
- ⑤産業廃棄物処理業における人材育成について
- ⑥労働災害防止計画の平成30年度事業方針について
- ⑦「業許可講習会」業務について
- ⑧マニフェスト・スマートプラスの申込状況について
- ⑨その他

〈意見交換〉

⑩新事業検討ワーキンググループの検討状況について

- ①低炭素社会実行計画に基づく第1カテゴリー会員企業等の公表について
- 四産業・資源循環議員連盟の活動重点分野と進め方について
- ⑬税制改正要望に関する周知等について
- ④産業廃棄物と環境を考える全国大会の概要について
- (15)年間行事予定 〈意見交換〉
- (2) 連絡事項

5一③ 平成30年度全国正会員事業研修

開催日:平成30年11月9日(金)

場 所:公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室(東京都)

研修内容:(1)マニフェスト・スマートプラスについて

〈質疑応答〉

- (2) 安全衛生活動支援ツールについて 〜ツールの使用による安全衛生規程の作成〜
- (3) 電子マニフェストの運用支援業務について
- (4) 産業廃棄物処理業における人材育成事業の取組について
- (5) 許可申請講習会に関する開催業務について

5一④ 近畿地域協議会

開催日:平成30年10月26日(金)

場 所: 奈良ホテル (奈良県) 出席者: 37名 (うち当協会3名)

議 題:(1)最近の災害廃棄物処理の動向について

- (2) 廃プラスチックなどの中国輸入規制の影響に関するアンケート調査実施に ついて
- (3) 産業廃棄物処理業への外国人技能実習生の対象職種認定について
- (4)全国産業資源循環連合会活動について
- (5) 次回開催予定
- (6) その他

5-5 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第47回理事会

開催日:平成30年10月10日(水)

場 所:公益社団法人全国産業資源循環連合会会議室(東京都)

出席者:会長

議 題:(1)産業・資源循環議員連盟PTについて

- (2) 全国産業資源循環連合会政治連盟地区政治連盟設置について
- (3) 平成31年度予算・税制に関する要望について
- (4) その他

5-6 第17回産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成30年11月16日(金)に、金沢市のホテル日航金沢において、公益社団法人全国産業資源循環連合会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の3団体主催により『AI・IoTの活用と資源循環』をテーマに開催され、当協会から6名が参加しました。

公益社団法人全国産業資源循環連合会の永井会長の挨拶に続いて、平成30年度の循環型社会 形成推進功労者等環境大臣表彰が行われ、31名が受賞されました。

次に早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授 小野田 弘士氏から「A I・I o T の活用 と資源循環」をテーマとする基調講演が行われ、その後、「資源循環の促進と排出事業者責任」に ついて、パネル討論会が開催されました。

リサイクルの難しさとは、需要と供給のバランスが大事で、需要がなければ、リサイクルは成り立たない。混廃物の選別が難しい、排出事業者には、是非選別を徹底してほしい。(毎田正男石川県会長)

品質が一定であることが大事であるが、ポリ、綿、毛など混じって分別が難しい。(森 小松マテーレ課長)

建設汚泥、コンクリートがらの利用拡大を考えていかなければならない。優良認定業者の規制 緩和をできないか考えていく。(成田 廃棄物規制課長)

リサイクル品の購買意欲を高めるような施策、エコポイントのようなものを考えてほしい。(森課長)

ダイコー事件に関して、ココ壱番屋は、トンカツにプラスチックが混入したので、廃棄した。 処理業者は論外だが、排出事業者も処理業者がそもそも処理できないのに委託した。結果、法改 正に繋がった。適正処理なくして資源循環なしと考える。(成田課長)等活発な議論が交わされ、 盛会のうちに終了しました。





6 事務局だより・情報コーナー

6一① 「仁坂吉伸氏を囲む夕べ」~和歌山県政を語る会~の開催

10月27日に、当協会及び(一社)和歌山県清掃連合会の共催による、「仁坂吉伸氏を囲む 夕べ」を開催し、3期12年の間、県政を担当された仁坂知事を囲んで県政の歩み、今後の取り 組みについて、知事と膝を交えて懇談する会を次のとおり開催しました。

土曜日の夕刻にもかかわらず、県下から約150人の参加者のもと、知事との意見交換もあり、 盛会裏に終了しました。

当協会及び清掃連合会の会員の皆様、本当にご苦労様でした。

開催日時 : 平成30年10月27日(土)午後7時から8時30分まで

開催場所: アバローム紀の国 3階「孔雀の間」









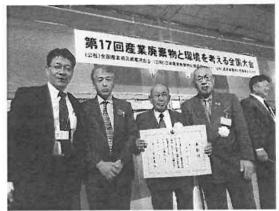
6一② 平成30年度環境大臣表彰及び緑十字賞の受賞について

この度、当協会副会長の貴志修三さん(㈱貴志安商店代表取締役)が平成30年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰を、梅本克成さん(㈱尾花組)が平成30年度中央労働災害防止協会緑十字賞を受賞されました。当協会としても衷心から祝福したいと思います。本当におめでとうございます。

平成30年度環境大臣豪彰を受賞!

貴志修三さんの受賞は、永年当協会の副会長を務め、その間、産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進等、生活環境の保全及び公衆衛生に尽くし、当協会が平成17年から毎年実施している不法投棄防止巡回パトロールをはじめ、初夏の恒例となっているクリーンアップキャンペーンや協会が実施する研修会等にも主催者側の役員として、積極的に参加し、事業の推進役を務めている等が認められたものです。





平成30年度緣十字賞を受賞!

梅本克成さんが受賞された緑十字賞は、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進 向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループ等に対して贈られるものです。



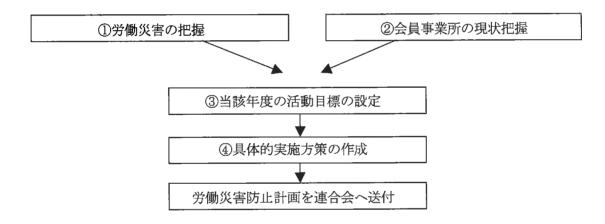
6一③ 産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の策定について

公益社団法人全国産業資源循環連合会では、産業廃棄物処理業界における労働災害防止対策の 徹底を図り、労働災害を撲滅するために、平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業 における労働災害防止計画(3年間)」を策定しています。具体的な目標として、計画期間中の 労働災害による死亡者数及び休業4日以上の死傷者数をそれぞれ平成24~26年実績平均に比 して全ての都道府県において20%以上削減することを設定しています。

当協会としても、平成30年度の労働災害防止計画(p43~p46掲載)を策定し、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っているところです。また、現在、労働災害の発生状況及び11月に実施した安全衛生活動の現状調査の集計結果(p42掲載)をもとに、平成31年度の計画を策定中です。

産業廃棄物業処理業界は全産業の中でも労働災害が多い状況ですが、労働災害のない業界に向け、安全衛生活動の重要性を認識していただけるよう、全力で取り組んでまいります。

(1) 都道府県協会における平成31年度計画の作成手順



平成 30 年度安全衛生活動の現状調査集計結果

	指 標	活動目標値	集計結果
	18	(平成30年度)	(11月現在)
1	会員企業における安全衛生活動のアンケート調 査の回答数	96	107
2	協会が実施する安全衛生事業を認知している会 員企業数	86	97
3	連合会が提供している安全衛生活動の支援ツー ルを認知している会員企業数	63	69
4	法令に基づく安全衛生管理体制を構築している 会員企業数	75	78
5	協会が実施する安全衛生研修会(リスクアセスメント推進研修会及び労働災害事例研修会)の参加人数【重点】	90	6 O (1 1 月現在)
6	安全衛生パトロールを実施している会員企業数	74	62
7	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数	65	56
8	リスクアセスメントを実施している会員企業数	47	4 1
9	安全衛生規程を作成している会員企業数【重点】	38	22

〇平成30年度安全衛生活動の現状調査にご協力いただきました会員の皆様、本当にありがとうございました。集計結果におきましては、平成30年度の活動目標値の大部分は達成されましたが、安全衛生規程を作成されていない事業所が多く見受けられます。 安全衛生規程は事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。

連合会ホームページ <u>(連合会ホームページ→処理企業の方へ→安全衛生をクリック)</u>の安全衛生規程作成支援ツールでは従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程を作成することが可能ですので、ぜひご活用ください!

インターネットで 全産連 安全衛生 検索

☑安全衛生規程を作成しよう

安全衛生規程作成支援ツール 1.会社名を入力

安全衛生規程は、事業者から労働者への 安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を 示すものです。

連合会のジールを使ってみましょう。

連合会ホームページの「安全衛生規程作成 支援ツール」では、従業員数や処理内容を選択 していただくと、各社の事業内容に沿った安全 衛生規程を作成することができます。

ļ	2. 従業員数を選択	2					
ı	□1~9人 □1	0~49人 🗆5	0~99人 🗆100	0人以上			
Ì	3.処理内容を選択	2					
	□収集運搬						
	□中間処理						
	□重機作業	□活性汚泥	□圧縮プレス	□中和	□焼却		
	□脱水	□破砕	□乾燥	□混合	□油水分離		
	選別	□感染性	□固形化	□廃石綿			
	□最終処分						
	4. 表示オプション	を選択					
-	□関連法令						
١	□「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ						
-	5.作成【※テキスト	マファイルで出力	つされます。】				
·			30,10,30,				

(一社)和歌山県産業資源循環協会における平成30年度労働災害防止計画

1. はじめに

全国産業資源循環連合会(以下、「連合会」という。)においては平成29年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画(以下、「産廃労働災害防止計画」という。)」を策定し、平成31年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「産廃労働災害防止計画」はもとより、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、当年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 平成 31 年度目標

- (1) 死亡者数をゼロにする。
- (2) 休業 4 日以上の死傷者数を平成24~26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。(平成24~26年の平均:10人→平成31年:8人以下に)

3. 平成30年度活動目標

2. の「平成31年度目標」を達成するために平成30年度における活動目標を次のとおり設定する。

	指標	現状値	活動目標値
		(平成29年度)	(平成30年度)
1	会員企業における安全衛生活動のアンケート調 査の回答数	94	96
2	協会が実施する安全衛生事業を認知している会 員企業数	82	86
3	連合会が提供している安全衛生活動の支援ツー ルを認知している会員企業数	55	63
4	法令に基づく安全衛生管理体制を構築している 会員企業数	71	75
5	協会が実施する安全衛生研修会(リスクアセスメント推進研修会及び労働災害事例研修会)の参加人数【重点】	64	90

6	安全衛生パトロールを実施している会員企業数	69	74
7	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数	54	65
8	リスクアセスメントを実施している会員企業数	42	47
9	安全衛生規程を作成している会員企業数【重点】	21	38

4. 平成30年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

3. に示す「平成30年度活動目標」を達成するため、具体的方策を次のとおり設定する。

指標1 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 研修会、会報誌、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ② 安全衛生推進委員会において、本調査の推進を図る。
- ③ 会員企業へ回答の協力依頼文書を繰り返し発送する。【新規】

指標2 安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長は、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、 労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高めるための研修会 (労働災害事例研修会)を開催する。
- ④ 研修会において、安全衛生に係る情報伝達及び情報交換を実施する。
- ⑤ 安全衛生推進委員会において、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑥ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

指標3 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、 連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホ ームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイトへのリンクを張る。
- ③ 総会、理事会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

指標4 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ③ 安全衛生促進委員のさらなる技術向上を図る。【新規】

指標5 安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① 会報誌、FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて電話による呼びかけを行う。
- ② 会員企業が参加しやすいよう、地域ごとに研修会を開催する。
- ③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、 研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
- ④ 関係監督官庁(労働局、労働基準監督署等)に講師を依頼し、内容の充実化を図る。
- ⑤ 安全衛生推進委員会、年4回開催している理事会、建設廃棄物部会、支部研修会等のあらゆる機会を通じて、安全配慮義務の必要性を呼びかけていく。【新規】
- ⑥ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例 発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。【新規】

指標6 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 労働基準監督署等と連携し、会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した 安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」等を参考に、 会員企業を対象に相互安全衛生パトロールを行う。
- ③ トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- ④ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が 遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。【新規】
- ⑤ 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員 企業の意識向上を図る。【新規】

指標7 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」

- ・連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
- ③ 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。(重複)
- ④ 会員企業等から「ヒヤリ」または「ハット」した事例の収集を行い、それを広く 提供する。

指標8 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会(リスクアセスメント推進研修会)の継続的な実施を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。(重複)
 - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」・連合会 安全衛生サイト
- ③ 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。【新規】

指標9 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 連合会が作成した教材を活用し、研修会の継続的な実施を行う。
- ③ 研修会において、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方を 説明する。(重複)
- ④ 安全衛生推進委員会、年4回開催している理事会、建設廃棄物部会、支部研修会等のあらゆる機会を通じて、安全配慮義務の必要性を呼びかけていく。(重複)【新規】

6一④ 災害廃棄物処理に対する取り組み

(1) 災害廃棄物処理に関する覚書の締結について

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」(平成18年7月締結)に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、現在、県内の8市19町(県人口の92%)との間で、県との協定書に基づく覚書を締結しています。

◇ 覚書等の締結状況 (平成30年11月1日現在)

Νο	市町村名	締結年月日	備考
1	那智勝浦町	平成 27 年 4 月 1 日	
2	海南市	平成 27 年 5 月 11 日	
3	日高川町	平成 27 年 6 月 22 日	
4	日高町	平成 27 年 7 月 1 日	
5	紀 美 野 町	平成 27 年 7 月 1 日	
6	印 南 町	平成 27 年 7 月 10 日	
7	すさみ町	平成 27 年 8 月 18 日	
8	串 本 町	平成 27 年 8 月 19 日	-
9	上富田町	平成 27 年 8 月 21 日	
1 0	古座川町	平成 27 年 8 月 26 日	
1 1	白 浜 町	平成 27 年 9 月 8 日	
1 2	太 地 町	平成 27 年10 月 1 日	
1 3	有田川町	平成 27 年 10 月 13 日	
1 4	有 田 市	平成 27 年10 月 21 日	
1 5	新宮市	平成 28 年11 月 1 日	
1 6	由 良 町	平成 29 年 1 月 6 日	
1 7	紀の川市	平成 29 年 3 月 14 日	_
1 8	みなべ町	平成 29 年 4 月 1 日	-
1 9	美 浜 町	平成 29 年 5 月 1 日	
2 0	九度山町	平成 29 年 7 月 14 日	
2 1	和歌山市	平成 29 年 7 月 28 日	(協定締結)
2 2	広 川 町	平成 29 年10 月 10 日	
2 3	岩 出 市	平成 29 年10 月 26 日	
2 4	御坊市	平成 29 年 11 月 1 日	
2 5	湯 浅 町	平成 29 年12 月 1 日	
2 6	かつらぎ町	平成 30 年 5 月 14 日	
2 7	橋本市	平成 30 年 8 月 30 日	

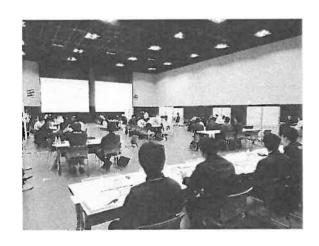
(2) 和歌山県災害廃棄物処理図上演習への参加について

11月27日(火)田辺市のビッグ・ユーにおいて、県職員、市町村職員、当協会会員合わせて68名が参加し、図上演習が実施されました。

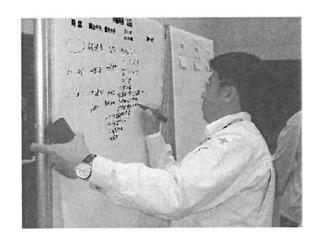
当協会からは、10名が参加し、東海・東南海・南海地震が発生したとの想定の下、6班に分かれ組織体制の立ち上げ、廃棄物発生量の推計、県支援要員の派遣と連絡調整を行った。

その後、仮置き場の選定、設置運営、災害廃棄物の処理方法の検討、決定までの演習を行い、 各班の演習発表を行った。

最後に、対策本部員から講評があり、「①県と市町村が協力して、事前に仮置き場のリストアップが必要である。②住民への告知には、仮置き場の立て看板・ちらしの配布、自治会の協力が必要である。③住民不安に対応するため、処理の期限や方法等見通しを立てて、住民に知らせることが大事である。④県で工業団地等の2次仮置き場(敷地の舗装が必要)を設定しておくことが必要となる。⑤事前にできる限りの準備をしておくことが大事で、災害が発生すると徹夜で作業することになる。その時、冷静に判断できるか。当事者意識を持って今から準備をしてください。」との意見がありました。









6一⑤ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会(新規・更新) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成30年度日程表

		新規講習	更新講				
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	特別管理産業廃棄物管理責任者
日数	2日間	3日間	3 日間	4日間	1日間	2 日間	1日間
		(※1)		(※ 2)			
受講料	30, 400 円	48, 300 円	46, 200 円	68,000円	20,000円	25, 200 円	14,000円
(%3)							
31 年	兵庫:22~23				大阪:11	大阪:31~	大阪:10
1月					京都:18	2/1	
2月	和歌山:19~20	京都:19~22	大阪:13~15		兵庫:15		兵庫:14
	大阪:26~27				和歌山:21		滋賀:28
					滋賀:27		
3月	京都:6~7				京都:5		大阪:6
					大阪:7		
					奈良:20		

- 注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。
 - ※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。
 - ※3 Web 申込みの場合、通常の受講料から500円を差し引いた割引料金となります。

☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業資源循環協会公益社団法人京都府産業資源循環協会公益社団法人大阪府産業資源循環協会一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

077 - 521 - 2550

075 - 694 - 3402

06-6943-4016

078 - 381 - 7464

0744-33-8800

073 - 435 - 5600

6一⑥ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に 注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨の お知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新 の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願い します。

- ○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。
- ○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、 許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。 許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。
- ○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年 間、更新許可講習会修了証は2年間です。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

 $\mathsf{TEL} \ \ 0 \ \ 7 \ \ 3 - 4 \ \ 3 \ \ 5 - 5 \ \ 6 \ \ 0 \ \ 0$

FAX 0 7 3 - 4 2 4 - 5 5 5 3

URL http://wakayama.sanpai.com

6一⑦ 会員ニュース

total contractor Yoshiken

総合請負業務は







当社は、1964年の設立以来、大手製鉄メーカーでの鋼材・鋼板の梱包業務や工場内工程管理業務において培ってきた豊富な経験と独自のノウハウを活かして、安全厳守・迅速確実で信頼される企業として、様々な分野における高品位な業務請負を行ってまいりました。これからも当社は、製鉄所場内事業・総合建設事業・環境事業・総合物流事業をはじめ、様々な事業の総合請負業務に取り組んでまいります。

総合請負業務

Total Contractor Service



私たち吉建は、吉川グループの安定した企業力を基盤に、お客様に満足していただけるサービスをお届けすることによって、和歌山を拠点にした関西エリアと茨城を拠点にした関東エリアにおいて、環境の未来を考える企業として、総合請負業務を通じて社会に貢献してまいります。



1964年設立以来、鋼材・鋼板の梱包や工場内工程管理において「安全厳守・迅速確実」で信頼される企業をめざしてまいりました。その後土木部門・清掃業・産業廃棄物処理の部門を手がけ、現在に至っております。

これからも「自然と調和・夢ある環境づくり」「環境の未来を考える」を実現すべく努力して参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

株式会社 吉建和歌山市湊1丁目2番28号

TEL: 073-455-4190

FAX: 073-452-6839



6一8 会員情報

会員数(平成30年11月30日現在)

	正会員数
紀 北 支 部	3 4
和歌山支部	7 2
海南・有田支部	3 0
御坊・田辺支部	4 9
紀 南 支 部	1 9
合 計	204

	賛助会員数
合 計	1 1



~会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る~

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方に立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への対応、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎入会金正会員 50,000円

◎会 費 正会員 年額 84,000円(収集運搬業)

年額 120,000円(処分業)

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理 業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

T E L : 073-435-5600

FAX: 073-424-5553

URL: http://wakayama.sanpai.com

E-mail: wasanpai@sanpai.com

6-⑩ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

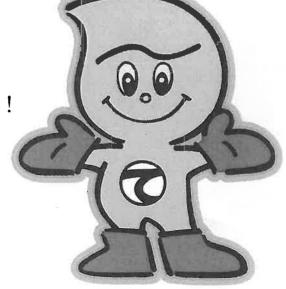
全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21月8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的 位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、 適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い!



6一① 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業(産業廃棄物処理業を含む)が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことでありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

[労働災害防止対策]

- 1 共涌事項
 - (1) 安全衛生管理体制の確立
 - (2) 危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)の実施
 - (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
 - (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
 - (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
 - (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
 - (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
 - (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間 労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底
- 2 廃棄物処理業(一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業)
 - (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
 - (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
 - (3)機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
 - (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
 - (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
 - (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
 - (8) 廃PCBの無害化処理作業におけるPCBばく露防止対策の徹底
 - (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。 その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、 協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月 号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事 故を未然に防いで行きたいと考えています。

「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」と したことはありませんか?

その体験を協会にお寄せください。 会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。 体験内容等については、 具体的にご記入ください。

※「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1分 類(1)収集運搬(収集運搬車両運転中を含む)(2)中間処理(3)最終処分
- 2 事故の型 (1) はさまれ (2) 巻き込まれ (3) 墜落 (4) 転落 (5) 転倒 (6) 爆発 (7) 火災 (8) 衝突 (9) その他 ()

会	·	土	名					
担	当	者	名					
住			所	₸				
連	糸	₩.	先	TEL -				
建	PK	企	九	FAX — —	*****			
V		つ		平成 年 月 日 (時 分頃)				
تخ	ے_	で	(発	生場所)				
	National State Confession on Confession of C		or that a recommend on the graphic					
何を	 として	こいる	 5と8		_			
				C 772 - 411 751. 4 17				
	***************************************	Mountanerman	-1 - 100 - 170 d by 6 and a re					
MATERIAL PROPERTY.	4141141141414141	MI) (MI NA)Memerer						
何カ	ز نع د ا	う した	<u>- · }</u>	どうなった (要因と結果)	_			
			1- 10 1-141-141-1411-15-1		***********			
改善	す~	ぐき事	耳(/	個人的・社内的)	_			
	MEG POLONIE (MIL) NO CONTROL		ret contribute the sour		reterret			
			······································					
·· lotold various man		***************************************	*************		******			
改善	した	結果	!(効:	果)				
	***************	M + 1 3-11 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12 +	ma-Maraham					

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553

7 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の平成30年主要事業・行事

月	日	主催・事業・行事	場所	内容
1	-	全産連:理事会	明治記念館	全国産業廃棄物連合会 第37回理事会
1	12	全産連	明治記念館	新年賀詞交歓会
1	12	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第45回理事会
1	16	和産廃:支部研修会	商工会議所	和歌山支部、有田・海南支部研修会
1	17	和産廃:支部研修会	粉河ふるさとセンター	紀北支部研修会
1	19	全産連:近畿地域協議会	兵庫県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
1	19	近畿ブロック:青年部	大阪府	平成29年度賀詞交歓会
1	19	近畿ブロック:青年部幹事会	大阪府	平成29年度第5回幹事会
_1	23	和産廃:支部研修会	東牟婁振興局	紀南支部研修会
1	24	和産廃:支部研修会	上富田文化会館	御坊·田辺支部研修会
1	26	和歌山県地区政治連盟理事会	協会会議室	平成30年 和歌山県地区政治連盟 第1回理事会
_1	29	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	近畿建設リサイクル講演会・表彰式
1	31	全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会
2	2	全産連:責任者会議	東京都	平成29年度 第2回全国正会員事務局責任者会議
2	16	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成29年度 第4回常任理事会
2	16	和産廃:理事会	協会会議室	平成29年度 第4回理事会
2	16	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成29年度 第6回役員会
2	20	日廃振センター: 講習会 (~2/21)	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
2	22	日廃振センター:講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
2	23	全産連:会議	広島県	平成29年度 全国正会員会長・理事長会議、臨時総会、臨時理事会
2	23	全産連:政治連盟	広島県	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第16回代議員会
3	5	和産廃:臨時総会	商工会議所特別会議室	資源循環への名称変更に伴う定款変更
3	5	和産廃政治連盟:通常総会	商工会議所特別会議室	資源循環への名称変更に伴う規約改正、役員改選
3	6	和産廃:安全衛生研修会	プラザホープ	労働災害事例研修会(紀北)
3	9	和産廃:安全衛生研修会	上富田文化会館	労働災害事例研修会(紀南)
3	_	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会 第38回理事会
3		全産連:会議	東京都	全国産業廃棄物連合会 正副会長会議
3		近畿ブロック:青年部幹事会	協会会議室	平成29年度第6回幹事会
3	_	和産廃:県外視察研修(~3/23)	愛媛県	オオノ開發㈱)管理型最終処分場
4	_	全産連:研修	東京都	全国産業資源循環連合会講師研修会
4		和産協:会議	協会会議室	役員選考委員会
4	-	77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77	御坊市	平成30年度 第1回役員会
4	_	全産連:会議	東京都	全国産業資源循環連合会 表彰選考委員会
4	_	和産協:常任理事会	協会会議室	平成30年度 第1回常任理事会
4	-	和産協:理事会	協会会議室	平成30年度第1回理事会・会計監査
	$\overline{}$	和産協:ゴルフコンペ	南紀白浜ゴルフクラブ	第1回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
5			連合会会議室	全国産業資源循環連合会 第39回理事会
5	-	全産連:政治連盟	東京都	全国産業資源循環連合会政治連盟 議員連盟総会
5		近畿ブロック:青年部総会	奈良県	平成30年度近畿ブロック総会
5	_	近畿ブロック:青年部幹事会	奈良県	平成30年度第1回幹事会
5		全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業資源循環連合会 安全衛生委員会
5	_	和産協:青年部	協会会議室	平成30年度役員選考委員会
6	\neg		ダイワロイネットホテル和歌山	
6	\neg	···	ダイワロイネットホテル和歌山	
6	$\overline{}$		ダイワロイネットホテル和歌山	第2回伐貝芸
6	\rightarrow	大阪府協会30周年記念大会	スイスホテル	了:大机充叶。
\vdash	_		和歌山市	不法投棄防止巡回パトロール(和歌山市内)
6	14	全産連:青年部協議会総会	東京都	第19回通常総会

6	15	全産連:総会	明治記念館	第8回定時総会
6		全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業資源循環連合会政治連盟 第46回理事会
6	_	五座座・政石座画 和産協:クリーンアップキャンペーン	和歌山市・田辺市	第21回クリーンアップ・キャンペーン(浜の宮、天神崎海岸の清掃奉仕活動)
7		和産協:青年部	協会会議室	平成30年度交流。研修合同委員会
7		全産連:近畿地域協議会	大阪府	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
7		全産連:理事会	連合会会議室	全国産業資源循環連合会 第40回理事会
7	_	全産連:安全衛生委員会		全国産業資源循環連合会 安全衛生委員会
'		和産協:海上パトロール	東京都 紀北·中紀地域沿岸	王国産業員原循環建立会 女王衛王委員会
 	_	和産協:研修会	プラザホープ	一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年
		全産連:安全衛生講師打合せ会議	東京都	安全衛生講師の養成
 		近畿ブロック:青年部幹事会	兵庫県	平成30年度第2回幹事会
 	_	和産協:安全衛生会議	協会会議室	安全衛生推進会議
 ' 		全産連:責任者会議	東京都	平成30年度第1回全国正会員事務局責任者会議
8	_	上陸建: 貝は日云磯 日廃振センター:講習会 (~8/9)	プラザホープ	一下
$\vdash \vdash$	_			
8		和産協:常任理事会	協会会議室協会会議室	平成30年度 第2回常任理事会
┝╼╂		和産協:青年部役員会		
8		17 7 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	協会会議室	平成30年度第3回役員会
8	_	和産協:会議	協会会議室	行政懇話会
9		和産協:巡回パトロール	田辺市周辺	不法投棄防止巡回パトロール(田辺市周辺)
9	_	近畿ブロック:青年部幹事会	京都府 	平成30年度第3回幹事会
9	_	日廃振センター:講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
9	_	日廃振センター:講習会	プラザホープ	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
9	_	全産連一安全衛生委員会	東京都	全国産業資源循環連合会 安全衛生委員会
9		全産連:近畿地域協議会	大阪市	第23回再生碎石利用促進検討会議
9		和産協:巡回パトロール	橋本市内一円	不法投棄防止巡回パトロール(橋本市内一円)
10	_	和産協・青年部役員会	橋本市 ボナー	平成30年度第4回役員会
10		和産協・安全衛生研修会	プラザホープ	安全衛生規程の作成、安全衛生パトロール、基本的安全衛生活動
10	_	和産協:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成30年度 第2回不法投棄防止海上パトロール
10	_	全産連:政治連盟	連合会会議室	全国産業資源循環連合会政治連盟 第47回理事会
10	_	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業資源循環連合会 第41回理事会
10	-	和産協:ゴルフコンペ	南紀白浜ゴルフクラブ	第2回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
10		近畿ブロック:青年部	兵庫県	平成30年度チャリティースポーツ交流会
10	_	全産連:近畿地域協議会	奈良県	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
11	_	和産協・安全パトロール	紀北	相互安全衛生パトロール(紀北)
11	-	和産協:安全パトロール	紀南	相互安全衛生パトロール(紀南)
11	_	全産連:研修会	東京都	全国産業資源循環連合会 正会員事業研修
11		全産連:青年部協議会	金沢市	第9回カンファレンス
11	-	全産連:全国大会	金沢市	第17回産業廃棄物と環境を考える全国大会
11	_	和産協:常任理事会	協会会議室	平成30年度第3回常任理事会
11		和産協:理事会	会議室	平成30年度第3回理事会
11		近畿ブロック:青年部	和歌山城	平成30年度社会貢献事業in和歌山城
11	-	災害廃棄物図上演習	田辺市ビッグユー	和歌山県、市町村、協会による災害廃棄物処理の図上演習
11	-	近畿ブロック:青年部幹事会	大阪府	平成30年度第4回幹事会
12	-	和産協:青年部役員会	和歌山市	平成30年度第5回役員会
12	17	全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業資源循環連合会 安全衛生委員会

8 編集後記

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、協会運営に多大のご支援、ご協力を頂き誠にありがとうございました。

昨年を振り返りますと、産業廃棄物から資源やエネルギーを製造する創り手へと変貌すべく、 4月に全国産業資源循環連合会が名称変更したことに伴い、当協会も廃棄物協会から資源循環協 会へと名称を変更しました。

また、7月には3階から1階へと事務所を移転し、マニフェストの運搬も大変楽になりました。 6月18日は、M6.1を記録した大阪北部地震が発生し、58,000棟もの建物が一部損壊 又は半壊しました。また、ライフラインのストップや交通機関のマヒで、多くの帰宅困難者が出 ました。

7月豪雨災害では、広島、岡山、愛媛等で大雨特別警報が発令され、227人の方が亡くなられました。

また、7月から8月の猛暑は、歴代最高気温となる41.1度を記録し、熱中症で133人の 方が亡くなられ、緊急搬送者は54,000人と統計開始以来最高となりました。

9月4日の台風21号は、58mの最大瞬間風速、329cmの最高潮位を記録するなどそれまでの観測記録を超えたものとなりました。224万戸が停電し、復旧には長期間かかりました。 大災害が頻発し、地球規模の気候変動に翻弄された1年であったと思います。

近く発生が予想される東海・東南海・南海地震に備え、11月27日には、環境省、和歌山県、 県内市町村参加のもと図上演習が行われ、当協会からも10人が参加してまいりました。

2020年の東京オリンピック、2025年の大阪万博開催が決まり、明るい目標に日本全体が進んでいくことで活気が出てくるものと期待します。

今年は、4月に統一地方選挙、6月に参議院議員選挙があり、去年の市長選、知事選と続く選挙 vearとなります。

今年も、地道に目の前の課題に取り組んで、1年励みたいと思います。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の 運営にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

